

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づき、下記のとおり措置するものとする。

1 契約の解除

措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約を解除する措置を講ずることがある。

2 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等若しくは市長等発注者への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は市長等発注者への報告を怠った旨の公表をする。

4 その他

上記に掲げるもののほか「措置要綱」に基づき措置するものとする。